

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（27年試算）について

平成28年6月  
会 計 検 査 院

平成28年6月

## 検査報告等に関する財務上の是正改善効果（27年試算）の公表について

会計検査院では、本院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として試算しています。

今般、27年試算を取りまとめましたので、公表いたします。

27年試算の是正改善効果は538件、2848億円となっています。

(問い合わせ先)

会計検査院 事務総長官房 上席企画調査官

TEL 03-3581-3251 (代表)

03-3581-8113 (直通)

< 目 次 >

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 検査報告等に関する財務上の是正改善効果                | 1  |
|   | (1) 考え方と把握対象                       | 1  |
|   | (2) 検査報告等との関係                      | 2  |
|   | (3) 把握方法                           | 2  |
| 2 | 財務上の是正改善効果（27年試算）の試算結果             | 3  |
| 3 | 財務上の是正改善効果では把握されないもの               | 6  |
| 4 | 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係        | 6  |
| 5 | 財務上の是正改善効果（27年試算）のうち1件10億円以上のものの概要 | 8  |
| 6 | 財務上の是正改善効果（27年試算）のうち1件10億円未満のものの概要 | 33 |
| 7 | よくあるご質問                            | 34 |

## 1 検査報告等に関する財務上の是正改善効果

### (1) 考え方と把握対象

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることとされています。本院が検査報告、国会及び内閣に対する報告（随時報告）、国会からの検査要請事項に関する報告等の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関によりその是正がなされたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善がなされます。

これらの是正改善の中には、その規模を金額で表示することが可能なものと困難なものがあり、是正改善の規模を金額で表示することが可能なものの中には、損害額の回復、過大支出の未然防止など、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらすものがあります。また、本院では、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップしています。

そこで、本院では、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、一定の前提及び把握方法に基づき試算しています。

具体的には、以下のような是正改善を財務上の是正改善効果の把握対象としています。

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

## (2) 検査報告等との関係

財務上の是正改善効果は、これまでの検査報告等において指摘するなどした不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項等に関し、検査対象機関によりなされた是正改善のうち、財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善を捉えたもので、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等と相まって本院の検査活動によってもたらされたと認められるものを対象としています。

財務上の是正改善効果の把握においては、本院が不適切、不合理な事態として指摘した事項に関する是正改善のほかに、以下のものも対象としています。

- ・ 国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告並びに特定検査対象に関する検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているもの
- ・ 本院の検査報告掲記事項等に係る検査対象機関が、当該事項等に係る本院の指摘に基づき、当該指摘の対象となった部局等以外について同様の事態の有無を自ら調査し、是正したもの（自主調査分）

## (3) 把握方法

財務上の是正改善効果は、例えば27年試算の場合、以下の①から③までのとおり、主に平成27検査年次（26年10月から27年9月まで）中の検査において確認した事実等に基づき、一定の前提及び把握方法により試算したものです。

### ① 27検査年次中に直ちに是正されるもの

検査対象機関において直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成26年度決算検査報告（27年11月6日内閣に送付）に掲記された不当事項等に係る是正状況を確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

### ② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

検査報告掲記事項等のうち、法制度の変更を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものについては、既往5か年度（21年度から25年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、26年度中の是正改善（27年度当初予算に反映され、かつ、その全額が収納又は支出されたものも含む。）の状況を27検査年次中のフォローアップ検査等において確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

### ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

処置済事項等の多くについては、改善の処置が執られる結果、以降は同様の事態の再発防止が図られます。本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じたであろうとの前提で、5か年度（22年度から26年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認したものについては、最長5年間にわたり毎年同程度の効果が生じているものとして、財務上の是正改善効果に計上しています。

## 2 財務上の是正改善効果（27年試算）の試算結果

財務上の是正改善効果（27年試算）は、合計で538件、2848億円となり、これを把握方法別にみると表1のとおりです。

（表1）財務上の是正改善効果の把握方法別内訳

| 把握方法  | 件数(件) | 金額(億円) |
|---|-------|--------|
| ① 27検査年次中に直ちに是正されるもの                        | 61    | 200    |
| ② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど | 298   | 2498   |
| ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの                | 187   | 150    |
| 合計  | 538   | 2848   |

（注） 掲記事項につき2種類の効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても合計欄の件数とは一致しません。

27年試算における是正改善効果は、平成21年度決算検査報告から平成26年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等を算定対象としており、23年試算以降の掲記区分別の内訳及び検査報告の掲記年度別の内訳を示すと、表2及び表3のとおりです。また、財務上の是正改善効果の発現時期を示すと表4のとおりです。

(表2) 財務上の是正改善効果の掲記区分別内訳

(単位：億円)

| 掲記区分        | 試算の年及び合計額 |        |       |       |       |
|-------------|-----------|--------|-------|-------|-------|
|             | 23年試算     | 24年試算  | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 |
|             | 1兆1197    | 1兆8068 | 3467  | 4102  | 2848  |
| 不当事項        | 100       | 54     | 77    | 87    | 73    |
| 意見表示・処置要求事項 | 7262      | 1兆7551 | 2559  | 1877  | 1222  |
| 処置済事項       | 296       | 145    | 616   | 1724  | 399   |
| 特記事項        | -         | -      | -     | -     | -     |
| 随時報告        | -         | 0      | 4     | 413   | 1154  |
| 国会要請事項の報告   | 3536      | 316    | 208   | 0     | 0     |
| 特定検査状況      | -         | 0      | 0     | -     | -     |

(注) 端数処理の関係で、掲記区分ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

(表3) 財務上の是正改善効果の掲記年度別内訳

(単位：億円)

| 掲記年度   | 試算の年及び合計額 |        |       |       |       |
|--------|-----------|--------|-------|-------|-------|
|        | 23年試算     | 24年試算  | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 |
|        | 1兆1197    | 1兆8068 | 3467  | 4102  | 2848  |
| 平成17年度 | 61        | -      | -     | -     | -     |
| 18年度   | 1773      | 25     | -     | -     | -     |
| 19年度   | 283       | 244    | 558   | -     | -     |
| 20年度   | 5449      | 970    | 727   | 423   | -     |
| 21年度   | 3465      | 1兆5484 | 1062  | 988   | 411   |
| 22年度   | 163       | 727    | 452   | 236   | 456   |
| 23年度   | -         | 615    | 111   | 297   | 92    |
| 24年度   | -         | -      | 553   | 560   | 1544  |
| 25年度   | -         | -      | -     | 1597  | 131   |
| 26年度   | -         | -      | -     | -     | 212   |

(注) 端数処理の関係で、掲記年度ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

(表4) 財務上の是正改善効果の発現時期 (27年試算)

. . . 財務上の是正改善効果 (27年試算) として把握している範囲

① 27検査年次中に直ちに是正されるもの

直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成26年度決算検査報告に掲記された不当事項等に係る是正状況を確認。

| 検査報告 | 暦年 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 財務上の是正改善効果 |       |        |        |       |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|------------|-------|--------|--------|-------|
|      | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34    | 23年試算      | 24年試算 | 25年試算  | 26年試算  | 27年試算 |
| 22年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 128億円      | —     | —      | —      | —     |
| 23年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | 608億円 | —      | —      | —     |
| 24年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | 548億円  | —      | —     |
| 25年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | —      | 1589億円 | —     |
| 26年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | —      | —      | 200億円 |
| 検査年次 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 128億円 | 608億円      | 548億円 | 1589億円 | 200億円  |       |

② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

既往5か年度 (21年度から25年度まで) の検査報告掲記事項等のうち、26年度中の是正改善の状況を確認。

| 検査報告 | 暦年 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 財務上の是正改善効果 |          |        |        |        |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------|------------|----------|--------|--------|--------|
|      | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34       | 23年試算      | 24年試算    | 25年試算  | 26年試算  | 27年試算  |
| 17年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 61億円       | —        | —      | —      | —      |
| 18年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 1756億円     | 25億円     | —      | —      | —      |
| 19年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 243億円      | 206億円    | 558億円  | —      | —      |
| 20年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 5339億円     | 856億円    | 614億円  | 423億円  | —      |
| 21年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | 3373億円     | 1兆5392億円 | 967億円  | 829億円  | 411億円  |
| 22年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | —          | 678億円    | 410億円  | 170億円  | 399億円  |
| 23年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | —          | —        | 97億円   | 282億円  | 77億円   |
| 24年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | —          | —        | —      | 519億円  | 1518億円 |
| 25年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | —          | —        | —      | —      | 91億円   |
| 26年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |          | —          | —        | —      | —      | —      |
| 検査年次 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 1兆0773億円 | 1兆7160億円   | 2649億円   | 2225億円 | 2498億円 |        |

③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

5か年度 (22年度から26年度まで) の検査報告掲記事項等のうち、再発防止策が機能し、その効果が継続していることを確認。(最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分を計上)

| 検査報告 | 暦年 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 財務上の是正改善効果 |       |       |       |       |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
|      | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34    | 23年試算      | 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 |
| 18年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 17億円       | —     | —     | —     | —     |
| 19年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 40億円       | 38億円  | —     | —     | —     |
| 20年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 109億円      | 114億円 | 112億円 | —     | —     |
| 21年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 92億円       | 91億円  | 95億円  | 158億円 | —     |
| 22年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | 35億円       | 48億円  | 42億円  | 65億円  | 56億円  |
| 23年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | 6億円   | 13億円  | 14億円  | 15億円  |
| 24年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | 5億円   | 40億円  | 26億円  |
| 25年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | —     | 7億円   | 39億円  |
| 26年度 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       | —          | —     | —     | —     | 11億円  |
| 検査年次 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 295億円 | 298億円      | 269億円 | 287億円 | 150億円 |       |

①、②、③の計

|          |          |        |        |        |
|----------|----------|--------|--------|--------|
| 1兆1197億円 | 1兆8068億円 | 3467億円 | 4102億円 | 2848億円 |
|----------|----------|--------|--------|--------|

(注) 端数処理の関係で、内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

### 3 財務上の是正改善効果では把握されないもの

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部について試算するものです。

会計検査活動による**直接的な効果**のうち**財務上の是正改善効果以外のもの**としては以下のようなものがあります。

- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善ではあるものの、利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現の改善、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類に係る表示の誤りの是正等の効果（＝直接財務面での便益にはつながらない効果）
- ・ 検査の結果、検査対象機関において、会計事務の是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上、内部統制が十分機能するための体制の整備等の効果（＝金額で表示することが困難である効果）
- ・ 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されていると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、財務上の是正改善効果の対象とはしていない会計検査活動による**間接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果（＝波及効果）
- ・ 毎年あるいは数年に一度行われる会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果（＝牽制効果）

### 4 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係

検査報告等の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の所見は、主に①法令、予算に違反し又は不当と認めた事項（不当事項）、②意見を表示し又は処置を要求した事項（意見表示・処置要求事項）、③会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（処置済事項）、④特に掲記を要すると認めた事項（特記事項）、⑤国会及び内閣に対する報告（随時報告）、⑥国会からの検査要請事項に関する報告（国会要請事項の報告）、⑦特定検査対象に関する検査状況（特定検査状況）の7掲記区分で記述されています。

このうち、①から④までの掲記区分には、不適切、不合理な事態の内容等に応じて、  
「<sup>(注)</sup>指摘金額」や「<sup>(注)</sup>背景金額」が記述されています。これらの金額は不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、**財務上の是正改善効果**は、前記のとおり、「これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるもの」であり、不適切、不合理な会計経理の規模等を表す指摘金額や背景金額とは異なる概念です。

そして、事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となるため、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどのため、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることから、財務上の是正改善効果の額と直近の検査報告の指摘金額とは直接連動するものではありません。

(注) 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

## 5 財務上の是正改善効果（27年試算）のうち1件10億円以上のものの概要

各事項名に付した「発現態様」及び「把握方法」の記号は、以下のA～F、①～③の記号と対応している。

○ 財務上の是正改善効果の発現態様について

- A 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- B 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- C 利用されていない資産の売却
- D 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- E 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- F その他

○ 財務上の是正改善効果の把握方法（詳細はp.5参照）について

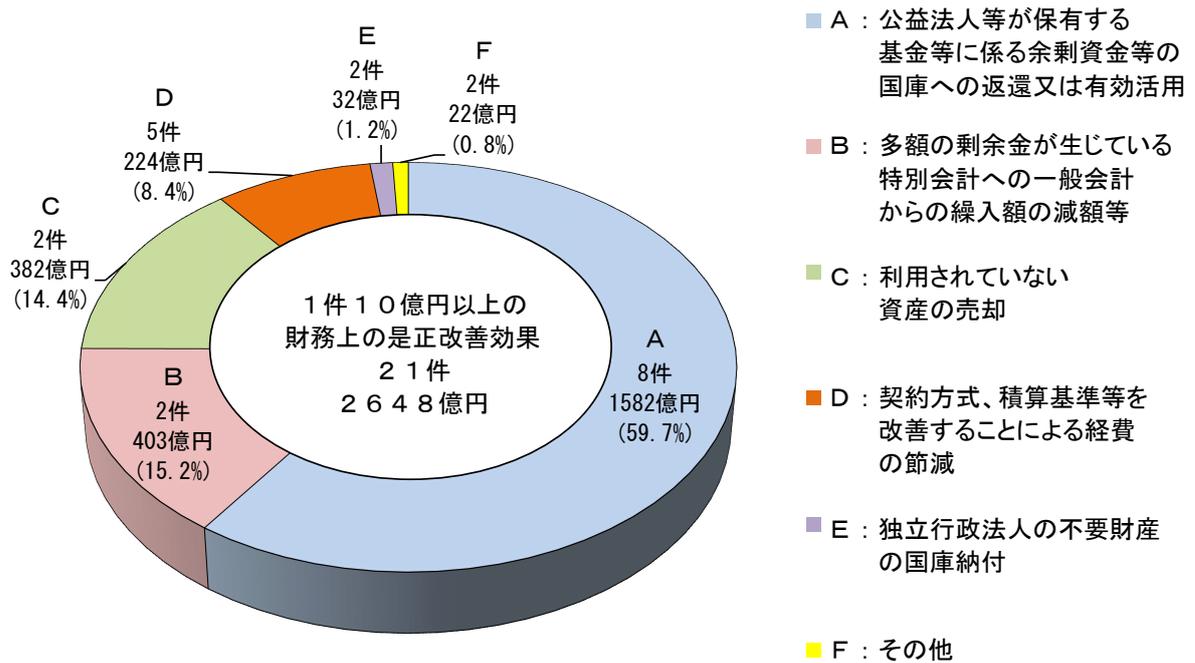
- ① 27検査年次中に直ちに是正されるもの
- ② 制度の改正を必要とするなど実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど
- ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

|  |                    | 発現態様 | 把握方法 | ページ |
|--|--------------------|------|------|-----|
| (1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p.921・随時報告）   | 969億円（26年試算：413億円） | A    | ②    | 12  |
| (2) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したものの（平成21年度決算検査報告p.347・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額1198億3277万円） | 366億円（26年試算：331億円） | B    | ②    | 13  |
| (3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したものの（平成24年度決算検査報告p.414・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額277億2157万円）  | 309億円（26年試算：-）     | C    | ②    | 14  |
| (4) 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について（平成22年度決算検査報告p.883・随時報告）   | 184億円（26年試算：0.1億円） | A    | ②    | 15  |
| (5) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたものの（平成26年度決算検査報告p.318・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額124億8911万円）   | 124億円（26年試算：-）     | D    | ①    | 16  |
| (6) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したものの（平成22年度決算検査報告p.452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額657億円）                   | 122億円（26年試算：62億円）  | A    | ②    | 17  |

- (7) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 344・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 26億7831万円） **A ② 18**  
**103億円（26年試算：26億円）**
- (8) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円） **C ② 19**  
**73億円（26年試算：115億円）**
- (9) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p. 563・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 230億6090万円） **A ② 20**  
**72億円（26年試算：-）**
- (10) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円） **A ② 21**  
**69億円（26年試算：1億円）**
- (11) 漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p. 409・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 47億円） **A ② 22**  
**47億円（26年試算：-）**
- (12) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円） **B ② 23**  
**37億円（26年試算：394億円）**
- (13) 震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの（平成26年度決算検査報告p. 83・処置要求及び意見表示事項）（総務省・指摘金額 42億4977万円） **D ① 24**  
**28億円（26年試算：-）**
- (14) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの（平成22年度決算検査報告p. 174・処置済事項）（文部科学省・指摘金額 52億7203万円） **D ③ 25**  
**26億円（26年試算：26億円）**

|  |                           |   |                        |
|--|---------------------------|---|------------------------|
| <p>(15) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(平成25年度決算検査報告p. 308・処置要求事項)(厚生労働省・指摘金額 13億4368万円)</p>  | <p>24億円 (26年試算:-)</p>     | D | <p>② 20<br/>③ 4 26</p> |
| <p>(16) 医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの(平成24年度決算検査報告p. 317・処置要求及び意見表示事項)(厚生労働省・指摘金額 15億6888万円)</p>  | <p>19億円 (26年試算:6億円)</p>   | D | <p>② 14<br/>③ 5 27</p> |
| <p>(17) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの(平成25年度決算検査報告p. 470・処置済事項)(農林水産省・指摘金額 731億7466万円)</p>  | <p>18億円 (26年試算:798億円)</p> | E | <p>② 28</p>            |
| <p>(18) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの(平成25年度決算検査報告p. 343及び854・意見表示事項)(厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構・指摘金額 14億3359万円)</p> | <p>14億円 (26年試算:-)</p>     | E | <p>② 29</p>            |
| <p>(19) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの(平成22年度決算検査報告p. 317・処置要求事項)(厚生労働省・指摘金額 16億2985万円)</p>   | <p>12億円 (26年試算:30億円)</p>  | A | <p>② 30</p>            |
| <p>(20) 地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの(平成26年度決算検査報告p. 75・不当事項)(総務省・指摘金額 12億2207万円)</p>   | <p>12億円 (26年試算:-)</p>     | F | <p>① 31</p>            |
| <p>(21) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの(平成22年度決算検査報告p. 136及び290・意見表示事項)(財務省及び厚生労働省・指摘金額 32億1109万円)</p>  | <p>10億円 (26年試算:10億円)</p>  | F | <p>③ 32</p>            |

(参考図) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果(27年試算)の発現態様別構成比



注(1) 端数処理の関係で、発現態様別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致せず、各割合を合計しても100%にはなりません。

注(2) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果264.8億円は、27年試算の財務上の是正改善効果284.8億円の92.9%を占めています。

(1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に国庫補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。

所管府省及び基金法人は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納させたり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしているが、基金の見直しを適時適切に実施していれば返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態や使用見込みのない額が基金法人に滞留しているなどの国庫への返納等を検討すべき事態等が見受けられた。

したがって、所管府省及び基金法人は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要となる額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模を適切にするなどして、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

当局の是正改善

所管府省及び基金法人は、39基金法人に設置造成されている160基金について、基金の見直しを行った。

これにより、所管府省は、平成26年度中に、11基金法人に設置造成されている28基金から計969億円（26年試算：413億円）を国庫に返納させた。

- (2) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p.347・処置要求事項）  
（厚生労働省・指摘金額 1198億3277万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

労働保険特別会計雇用勘定については、特別会計に関する法律第105条の規定により、一般会計からの繰入金金が雇用保険法第66条等の規定による国庫負担金の額に対して超過した場合には、当該超過額に相当する金額は翌年度において国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額することとされているが、繰入超過額を減額せずに一般会計からの繰入金金が繰り入れられている事態が見受けられた。

また、年金特別会計健康勘定については、旧厚生保険特別会計において生じた損失の額等の累積債務に係る利子の支払財源に充てるため、一般会計から繰入れを行っているが、累積債務に係る利子の支払実績額がその歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入れを減額していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働保険特別会計雇用勘定については、これまでの繰入超過額を一般会計からの繰入金から速やかに減額等するとともに、今後は繰入超過額の減額等を適正に行い、年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要となる額のみを一般会計から繰り入れる処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、一般会計からの繰入れを適正化することとし、平成26年度における労働保険特別会計雇用勘定については、25年度の繰入超過額を一般会計からの繰入金から減額する処置を講じ、一般会計からの繰入額を275億円（26年試算：253億円）減額する措置を執った。また、26年度における年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要な金額のみを一般会計から繰り入れることにより一般会計からの繰入額を91億円（26年試算：77億円）減額する措置を執った。

(3) 売払いなどが完了していない旧政府倉庫等の処分に当たり、具体的かつ詳細な処分計画を策定するなどして、処分手続の促進を図るよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p. 414・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 277億2157万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、平成22年10月までに用途廃止された旧政府倉庫等の処分について、地方公共団体に対する購入等の意思の確認（以下「公的要望の確認」という。）等を地方農政局長に行わせることとしている。しかし、地方農政局において公的要望の確認等に長期間を要していたり、処分に向けての計画の策定や処分手続を適時適切に行っていないかたり、農林水産本省において統一的な進行管理等を適切に行っていないかたりなどして、倉庫業務を終了してから長期間処分が完了していなかったり、処分手続が順調に進捗していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、地方農政局において旧政府倉庫等の処分に向けた具体的かつ詳細な計画を策定し、これに基づき農林水産本省において統一的な進行管理及び地方農政局に対する指導等を行ったり、地方農政局において建物等の取壊し等を計画的、効率的に行ったり、公的要望の確認及び地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に具体的な期限を設定したりなどする必要がある。

#### 当局の是正改善

農林水産省は旧政府倉庫等の処分に当たって必要となる建物等の取壊し等については、各地方農政局と協議しつつ11倉庫等について検討を行い、このうち2倉庫について取り壊した上で売却等を行うこととする計画を25年10月までに決定するなどの処置を講じた。

これにより、農林水産省は、27年3月までに、深川、大江両旧政府倉庫の倉庫処分手続を完了し、309億円(26年試算:-)の売却収入を得た。

(4) 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について（平成22年度決算検査報告p. 883・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、都道府県、市区町村、都道府県所管公益法人その他団体が、基金を設けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事業を実施する場合、その基金の設置等に必要な資金の全部又は一部について、当該都道府県等に国庫補助金等を直接又は間接に交付して基金を設置造成させている。

しかし、都道府県等に設置造成された基金について個別に検査したところ、基金事業終了後に国庫補助金等の大半が国庫に返納されることとなっていたり、基金の執行率が低くなっていたりなどしているものが見受けられた。

したがって、各府省は、基金事業の期間中に使用見込みのない余剰額が生ずると認められる場合に、当該余剰額のうち国庫補助金等相当額を速やかに国庫に返納させたり、多額の余剰額が滞留していると認められる場合に、余剰額の解消に向けた具体的な方法等を示したりするなどして、適切な基金規模となるよう努める必要がある。

当局の是正改善

各府省は、都道府県等に設置造成されている基金について、基金規模等の見直しを行った。

これにより、各府省は、平成26年度中に、42都道府県に設置造成されている49基金について計184億円（26年試算：0.1億円）を国庫に返納させた。

- (5) 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に当たり、交付額を適切に算定することなどにより、予算の効果的な執行を図るよう改善させたもの（平成26年度決算検査報告p. 318・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 124億8911万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、翌年度の指定公費負担医療費の支払に必要となる資金を高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付するに当たり、各国民健康保険団体連合会における国保高齢者医療制度円滑導入基金（以下「国保基金」という。）の保有残高を的確に把握して予算の効果的な執行を図ることについての認識が欠けていたことなどのため、45国保連合会に対して、翌年度に必要と見込まれる12か月分の額を1か月分上回る交付額を算定し、交付していた。

したがって、上記の事態は、予算の効果的な執行を図る見地からみて適切ではなく、改善の要があると認められた。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、平成27年度の交付金の交付額の算定に当たっては、交付額の算定方法の見直しの趣旨に基づき、各国民健康保険団体連合会における国保基金の保有残高を的確に把握した上で、同年度の指定公費負担医療費12か月分の支払に必要と見込まれる額を適切に算定するなどの処置を講じた。

これにより、27年度の交付金の交付に当たって、124億円(26年試算：-)を減額する措置を執った。

- (6) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p.452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金（以下「整備資金」という。）は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようにあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

#### 当局の是正改善

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、26年度中に122億円（26年試算：62億円）を取り崩して資金残高の規模を縮減した。

(7) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 344・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 26億7831万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、厚生労働省が国庫補助金等を交付して1基金法人に設置造成させた4基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていないことにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院の指摘に基づき、1基金法人に対して、使用見込みのない額103億円（26年試算：26億円）を平成26年9月に国庫へ返納させた。

- (8) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人都市再生機構は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、繰越欠損金の解消方策を検討したりする要がある。

#### 当局の是正改善

機構は、本院指摘の趣旨に沿い、長期未処分地について、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したり、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時価を補正して土地の時価を算定する際の精度の向上を図ったり、様々なリスクを勘案して繰越欠損金の解消方策を検討するなどの処置を講じた。

これにより、機構は、26年度中において、長期未処分地であった19地区32画地を処分し、73億円（26年試算：115億円）の譲渡収入等を得た。

- (9) 国土交通省が被災住宅再建対策事業費補助金を交付して公益法人に造成させている基金について、使用する見込みのない資金を国庫に返納させるなどして、基金規模の見直しを図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p. 563・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 230億6090万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

国土交通省は、阪神・淡路大震災により被災した住宅の再建を促進するため、兵庫県が行う被災住宅再建対策事業に対して国庫補助金を交付し、兵庫県は財団法人兵庫県住宅建築総合センターに交付を受けたこの国庫補助金と同額の補助金を交付している。そして、同センターは、これにより住宅復興助成基金を造成して、再建住宅の建設又は購入を行う者が独立行政法人住宅金融支援機構等から貸付けを受ける場合に、貸付利率のうち2.5%を超える部分（最大で0.5%）の利息相当額について5年間利子補給を行う業務を行っている。しかし、平成9年9月以降は、貸付利率が2.5%を下回っていることなどから、17年度以降は、利子補給業務の実績がなく、今後における基金の需要額に対し過大となっている額が、基金規模の見直しを行わないまま利子補給業務の完了まで当該基金に滞留する見込みとなっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、早期に国庫に返納させる手続を進めるなどして、基金規模の見直しを図るよう処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、利子補給業務に使用する見込みのない資金を早期に国庫に返納させる手続の詳細について兵庫県と調整を行い、24年3月、25年3月及び26年4月に使用する見込みのない資金を国庫に返納させることにより基金規模の見直しを図る処置を講じていた。

これにより、26年度中において、利子補給業務に使用する見込みのない資金72億円（26年試算：-）が国庫へ返還された。

(10) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、経済産業省が国庫補助金等を交付して3基金法人に設置造成させた6基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったことにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

経済産業省は、本院の指摘に基づき、2基金法人に対して、使用見込みのない額69億円（26年試算：1億円）を平成26年7月までに国庫へ返納させた。

(11) 漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p. 409・意見表示事項）（農林水産省・指摘金額 47億円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

水産庁は昭和41年度及び48年度に漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（平成26年度からは食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定）。以下「特別会計」という。）から計47億円を漁船保険中央会に交付し、中央会は当該交付金を漁船保険振興事業資金（以下「振興資金」という。）として設置造成して、その運用益により漁船保険組合等に対して各種の助成等を行う漁船保険振興事業として、22、23両年度に漁船保険推進対策事業、無事故漁船報償事業及び海難防止助成事業（以下「3事業」という。）を実施している。しかし、漁船保険振興事業において、振興資金の運用益の減少に伴い事業費が大きく減少する中で、多くの漁船保険組合が研修会を開催するのに必要とは認められない経費を事業費に含めていたり、類似の制度が整備されていることなどから事業の意義が低下していたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、3事業の廃止も含めて検討するなど従来の事業の在り方を抜本的に見直すことにより振興資金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興資金については返還させるなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

#### 当局の是正改善

水産庁は、3事業を25年度末で全て廃止させるとともに、振興資金の活用について検討した結果、振興資金の運用益等を活用して、海難事故の防止を目的として船舶自動識別装置を導入した漁船等に対して保険料の一部を助成する新規事業を26年度から28年度まで実施させることとした上で、特別会計から交付された47億円の振興資金については、26年10月に中央会から全額を返還させることとする処置を講じた。

これにより、26年10月に47億円(26年試算:-)が国庫に納付された。

(12) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、特別会計における執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させる処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、地方整備局等に対して不用見込額を十分考慮するなどした上で、支払に必要な額を報告するよう周知徹底し、平成22年度以降は、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることにより、特別会計への一般会計からの繰入額を抑制することとする処置を講じた。

これにより、26年度における自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定及び空港整備勘定において、一般会計からの繰入額を合計37億円（自主調査分37億円を含む。26年試算：394億円（自主調査分45億円を含む。））減額する措置が執られた。

(13) 震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの（平成26年度決算検査報告p. 83・処置要求及び意見表示事項）（総務省・指摘金額 42億4977万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

総務省は、地方交付税法等に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業等の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して震災復興特別交付税を交付している。しかし、震災復興特別交付税の額の算定に当たり、見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算が行われていなかったり、補助事業等に係る地方負担額に算定対象とならない経費が含まれていたりするなどして、震災復興特別交付税が過大に交付されている事態、及び交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため、現行制度では短期間で要調整額を解消することが困難となっている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、都道府県及び市町村に対して、事業完了時に実績額を把握して見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について周知徹底したり、交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため解消することが困難となっている要調整額について、当該要調整額を解消するための方策を早期に検討したりするなどの要がある。

#### 当局の是正改善

総務省は、平成23年度から26年度までの間に過大に交付されていた震災復興特別交付税について、実績額を把握して見込額との差額を精算させるなどした。

これにより、総務省は、27年9月分の震災復興特別交付税の額の算定等において、過大に交付されていた28億円(26年試算:-)を減額する措置を講じた。

(14) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの（平成22年度決算検査報告p. 174・処置済事項）（文部科学省・指摘金額52億7203万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対し、安全・安心な学校づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する事業（以下「交付金事業」という。）を実施している。

検査したところ、交付金事業について、設計金額等に基づき確定額を算定していたため、契約金額に基づき確定額を算定した場合と比較して交付金の交付額が増加していて、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となったり、交付金をより多数の施設整備事業に充当する機会を逸していたりする事態は、国費の経済的かつ効率的な執行の重要性からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

#### 当局の是正改善

本院の指摘に基づき、文部科学省は、交付金に代えて平成23年度から執行される学校施設環境改善交付金について、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況を解消するとともに、昨今の我が国の財政状況を踏まえ、限られた予算で、より多数の公立の義務教育諸学校等施設の整備の促進を図るため、23年6月に各都道府県に通知を発して、契約金額に基づき確定額を算定し、これに基づき額の確定を行うこととする処置を講じた。

これにより、契約金額に基づき確定額を算定することで交付金の交付額が1か年当たり26億円（26年試算：26億円）減少する是正改善効果が生じたと推計される。

(15) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの（平成25年度決算検査報告p. 308・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 13億4368万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者に対する高額な医療給付の発生による財政負担を緩和するために、後期高齢者医療高額医療費負担金（以下「高額医療費負担金」という。）を交付している。しかし、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいてレセプトが医療機関等に返戻されて、その後再提出された場合には、別個のレセプトとして管理されることなどから、対象超過額を当該年度内又は翌年度以降に重複して算出していたりするなどして、高額医療費負担金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、過大な高額医療費負担金の交付を受けていた広域連合に適正な精算を行わせるようにするとともに、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に対象超過額が重複して算出されないように対応策を講じて、その対応策に基づき、都道府県を通じて、広域連合に対して具体的な指導又は助言を行ったりするなどの要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、平成26年10月及び11月に都道府県に対して通知等を発し、また、27年7月に交付要綱を改正するなどして、過大な高額医療費負担金の交付を受けていた広域連合に適正な精算を行わせるようにするとともに、広域連合において高額医療費負担金の算定が適正に行われるよう処置を講じた。

これにより、26年度中において、過大となっていた高額医療費負担金の額計20億円（自主調査分8億円を含む。26年試算：-）を国庫へ返還させた。また、高額医療費負担金の算定の適正化が図られた結果、4億円（26年試算：-）の是正改善効果が生じたと推計される。

(16) 医療費の過誤払による返還金について、債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整する体制を整備することにより返還金の回収が速やかに行われるよう意見を表示したもの（平成24年度決算検査報告p.317・処置要求及び意見表示事項）（厚生労働省・指摘金額 15億6888万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、保険者等が行う医療給付に要する費用の一部として、保険者等に対して国庫負担金を交付している。そして、医療費の過誤払による返還金が発生した場合の国庫負担金の算定に当たっては、返還金の額は国庫負担金の対象費用から控除することとなっている。しかし、保険者等において返還金に係る債権の把握及び管理が適切に行われていなかったことなどから、国庫負担金が過大に算定され、交付されているなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、保険者等に対して速やかに過大となっていた国庫負担金を返納させ、国庫負担金の算定及び交付を適正に行うことについて市町村等に対して周知徹底を図るよう都道府県等に対して技術的助言等を行うなどする必要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、過大となっていた国庫負担金については保険者等から順次返納させるとともに、平成25年7月に都道府県等に対して通知を発し、返還金が発生した場合は国庫負担金の算定を適正に行うことを市町村等に対して周知徹底することなどについて都道府県等に対して技術的助言等を行うなどした。

これにより、厚生労働省は、27年3月までに過大となっていた14億円（26年試算：0.9億円）を返還させた。また、国庫負担金の算定の適正化が図られた結果、5億円（26年試算：5億円）の是正改善効果が生じたと推計される。

(17) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 470・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 731億7466万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金について、同交付金の交付先である独立行政法人農畜産業振興機構において使途に制限があり有効に活用できない多額の未使用額及び返還額が生じていることを把握していたのに、機構に対して、当該未使用額及び返還額を速やかに国庫に納付させていなかった。  
したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

農林水産省は、機構に対して、平成26年4月に通知を発するなどして、今後生ずることとなる未使用額及び返還額についても四半期ごとに国庫に納付させることとする処置を講じた。  
これにより、農林水産省は、26年10月及び27年1月に計18億円（26年試算：798億円）を国庫に納付させた。

(18) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの（平成25年度決算検査報告p. 343及び854・意見表示事項）（厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構・指摘金額 14億3359万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人福祉医療機構は、政府出資金を原資として労災年金担保貸付事業を行っている。労災貸付事業は、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において廃止することとされ、これを受けて、厚生労働省は、23年3月に、「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」を策定し、その後、機構が貸付限度額の引下げ等の措置を講じたことなどから貸付残高は年々減少している。しかし、厚生労働省において事業規模に見合った資産規模を十分に検証していなかったことから、機構において貸付金の原資として使用される見込みのない多額の政府出資金に係る資産を保有している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を機構と検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において独立行政法人通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模となるよう、処置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を機構と検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金について、独立行政法人通則法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けた。

これにより、厚生労働省は、27年3月に、14億円(26年試算:-)を国庫に納付させた。

(19)厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p.317・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 16億2985万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等のうち、都道府県が指定した医療機関の耐震化整備を行うための基金造成に必要な経費として、都道府県に対して、平成21、22両年度に交付金を交付している。しかし、指定した医療機関等が耐震化整備の実施を辞退したことにより、一部の交付金が不要となる事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、新たに耐震化整備を実施する医療機関の指定が可能となるように運営要領等を改正するなどして基金の有効活用を図るとともに、新たに指定する医療機関がないなど基金を活用する見込みがない場合は、活用されずに不要となる交付金を早期に国庫に返還させる仕組みを作る処置を講ずる必要がある。

#### 当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年12月に医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領を改正して、新たに耐震化整備を実施する医療機関を23年度末までに指定することが可能となるようにしたり、活用されずに不要となる交付金は基金の解散を待つことなく早期に国庫に返還できる仕組みを作ったりする処置を講じていた。

これにより、26年度中に、6県において不要となる交付金の額計12億円（26年試算：30億円）が国庫へ返還された。

(20) 地域活性化・公共投資臨時交付金が交付の対象とならない事業に交付されていたもの  
(平成26年度決算検査報告p.75・不当事項)(総務省・指摘金額 12億2207万円)

検査報告の要旨(本院の所見等)

総務省は、東京都から市町村等が病院施設等の整備に伴い起債した過年度の地方債の償還に対して助成を行う都の単独事業である市町村公立病院整備事業費償還補助事業(以下「償還補助事業」という。)について、地域活性化・公共投資臨時交付金事業として実施したとする実績報告書の提出を受け、額の確定を行っていた。しかし、償還補助事業に要する経費は、交付金の制度要綱で交付対象とされている「建設地方債の発行対象経費であるもの」に該当しないものであった。

したがって、償還補助事業は交付対象とは認められず、これに係る交付金12億円が不当と認められる。

当局の是正改善

本院が平成26年度決算検査報告で指摘した不当と認める交付金12億円(26年試算:-)については、27年3月に全て返還された。

(21) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p.136及び290・意見表示事項）（財務省及び厚生労働省・指摘金額 32億1109万円）

#### 検査報告の要旨（本院の所見等）

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態が見受けられた。

したがって、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずる要がある。

#### 当局の是正改善

財務省が本院の指摘を平成23年11月に税制調査会に示した結果、平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）で、本件については、厚生労働省において特例の適用実態を精査した上で、25年度税制改正において更に検討することとされた。

厚生労働省は、上記の大綱を受けて24年6月から同年8月に特例の適用実態の調査及び特例の制度の在り方について検討を行い、その結果を同年11月に税制調査会に報告した。また、財務省は、その検討結果について確認等を行った。

この結果、平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）において、特例の適用対象者から医業及び歯科医業に係る収入金額が一定額を超える者を除外する措置を講ずることとなり、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が、25年3月30日に公布され、医業事業者に係る当該改正部分については、26年1月1日から施行された。

これにより、医業及び歯科医業に係る収入金額が7000万円を超える者が特例の対象から除外されることとなり、国に納付される所得税及び法人税が10億円（26年試算：10億円）増加すると推定される。

## 6 財務上の是正改善効果（27年試算）のうち1件10億円未満のもの概要

### (1) 財務上の是正改善効果の件数、金額の合計

|    | 10億円未満 |        | (参考)10億円以上 |        |
|----|--------|--------|------------|--------|
|    | 件数(件)  | 金額(億円) | 件数(件)      | 金額(億円) |
| 合計 | 517    | 200    | 21         | 2648   |

(注) 端数処理の関係で、下記の内訳別の表の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

### (2) 把握方法別内訳

|  | 10億円未満 |        | (参考)10億円以上 |        |
|--|--------|--------|------------|--------|
|  | 件数(件)  | 金額(億円) | 件数(件)      | 金額(億円) |
| ①27検査年次中に直ちに是正されるもの                        | 58     | 34     | 3          | 165    |
| ②制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど | 282    | 61     | 16         | 2436   |
| ③改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの                | 183    | 103    | 4          | 46     |

(注) 掲記事項につき2種類の効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても(1)の件数とは一致しません。

### (3) 掲記区分別内訳

|             | 10億円未満 |        | (参考)10億円以上 |        |
|-------------|--------|--------|------------|--------|
|             | 件数(件)  | 金額(億円) | 件数(件)      | 金額(億円) |
| 不 当 事 項     | 309    | 61     | 1          | 12     |
| 意見表示・処置要求事項 | 79     | 82     | 13         | 1139   |
| 処 置 済 事 項   | 127    | 57     | 5          | 342    |
| 特 記 事 項     | —      | —      | —          | —      |
| 随 時 報 告     | —      | —      | 2          | 1154   |
| 国会要請事項の報告   | 2      | 0      | —          | —      |
| 特 定 検 査 状 況 | —      | —      | —          | —      |

### (4) 掲記年度別内訳

|              | 10億円未満 |        | (参考)10億円以上 |        |
|--------------|--------|--------|------------|--------|
|              | 件数(件)  | 金額(億円) | 件数(件)      | 金額(億円) |
| 平成21年度決算検査報告 | 5      | 7      | 2          | 403    |
| 平成22年度決算検査報告 | 49     | 27     | 6          | 428    |
| 平成23年度決算検査報告 | 48     | 19     | 1          | 73     |
| 平成24年度決算検査報告 | 55     | 25     | 6          | 1519   |
| 平成25年度決算検査報告 | 284    | 73     | 3          | 57     |
| 平成26年度決算検査報告 | 76     | 46     | 3          | 165    |

## 7 よくあるご質問

(財務上の是正改善効果と指摘金額等の関係)

【Q1】財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額、背景金額はどのような関係にあるのですか。

【A1】

財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とは異なる概念であり、直接連動するものでもありません。

検査報告の指摘金額・背景金額<sup>(注)</sup>は、不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、財務上の是正改善効果は、検査報告掲記事項等のうち、国等の検査対象機関に一定の期間中に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善について、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、その規模、程度を金額で表示しているもので、会計検査活動がもたらした効果の一つを表すものといえます。

また、財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とが直接連動しないのは、検査報告掲記事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となり、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどして、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることによるものです。

(注) 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

(検査報告等と是正改善の因果関係)

【Q2】財務上の是正改善効果が得られたのは、全て会計検査院の会計検査活動の結果であるといえるのですか。

【A2】

「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」は、専ら本院の会計検査活動によってもたらされたものばかりではなく、本院の会計検査活動、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等が相まってもたらされたものも含まれています。

検査報告等に関する財務上の是正改善効果を把握している検査報告掲記事項には、本院の会計検査によりはじめて不適切な事態が明らかとなりその是正が図られたものや、本院の是正や改善の要求に基づき、また、本院が事業効果・事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に検査報告に掲記したことに対応して、検査対象機関において是正改善が図られたものがあります。

さらに、「検査報告の国会への提出前に随時に国会及び内閣に報告したもの」、「国会からの検査要請を受けその検査結果を報告したもの」、「国民の関心が高い問題で特にその検査の状況を明らかにする必要があると認めて検査報告に掲記したもの」については改善を図る必要のある事態等について本院の所見を示しており、これらについて、国会で議論されたり、検査対象機関が是正改善策を検討したりなどして、その結果、所要の措置が執られ事態の改善が図られてきているものもあります。

(検査報告等に関する財務上の是正改善効果の対象としない効果)

【Q3】会計検査活動により得られる効果の中には、財務上の是正改善効果の対象としていないものもあるのですか。

【A3】

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、試算の対象としているのはその一部です。

会計検査活動による直接的な効果であっても財務上の是正改善効果の対象としていないものには以下のものがあります。

(1) 直接財務面での便益にはつながらない効果

ア 利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現を改善したもの

イ 工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正

ウ 会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正

(2) 金額で表示することが困難である効果

ア 会計事務に係る是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上

イ 内部統制が十分機能するための体制の整備

(3) 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、会計検査活動による間接的な効果としては、以下のようなものがありますが、いずれも財務上の是正改善効果の対象としていません。

(4) 波及効果（各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正するなどの効果）

(5) 牽制効果（会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果）

このように本院の会計検査活動は、財務上の是正改善効果として把握したものの以外にも、種々の是正改善や会計規律の維持・向上に役立っています。

(海外の会計検査院における効果の把握状況)

【Q4】海外の会計検査院でも検査の効果を把握しているのですか。

【A4】

米国会計検査院 (Government Accountability Office, GAO) 及び英国会計検査院 (National Audit Office, NAO) では、検査の効果を把握する取組を行っており、いずれも会計検査活動による指摘や勧告等と検査対象機関等で執られた是正、改善の措置との間に因果関係が認められる場合に、検査の効果としています。

一方、検査の効果として金額で把握できる効果を公表していない国もあります。

このような違いは、検査の効果に対する各国の考え方が異なることによるものと考えられます。

米国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務便益 (Financial Benefit) として毎年度の年次報告書 (Performance and Accountability Report) に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、米国会計検査院では検査対象機関の措置が執られた段階で将来にわたり発生する財務便益も含めた複数年 (最大5か年) 分を一括して計上しています。

英国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務効果 (Financial Impact) として年次報告書 (Annual Report and Accounts) に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、英国会計検査院では一つの報告書に関して繰り返し生じる効果がある場合に、適当な期間にわたり毎年効果を計上するなど、複数年間にわたり財務効果を計上しています。

また、英国会計検査院では、財務効果の算定に当たり、会計検査院と検査対象機関の効果に対する寄与度を勘案して効果の金額に寄与率を乗じることにより財務効果を算定しています。

(再発防止が図られた場合の是正改善の考え方)

【Q5】再発防止が図られた場合の財務上の是正改善効果は、どのように捉えるのですか。

【A5】

本院では、再発防止が図られた場合には、仮に本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じていたであろうとの前提に立って、これを未然に防止したことをもって、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果（再発防止効果）を計上することとしています。

再発防止効果は、不適切、不合理な会計経理の発生原因となった会計経理処理や業務遂行等に係る制度や仕組み上の問題点を改善させた結果、改善させた制度や仕組みによってその後の不適切、不合理な会計経理の再発防止が図られるものです。

こうした再発防止効果は、一般に、一定期間継続すると考えられますが、制度や仕組みは、社会経済情勢や行政に対するニーズの変化に応じて、また、検査対象機関による定期的な見直しにより変化していくものであることから、再発防止の前提となる状況が変化せず財務上の是正改善効果を計上できる期間には一定の限度があると考えられます。

そこで、本院では、行政機関等における様々な基準等が5年程度で改正等されていることなどを勘案して、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上することとしています。

(本年の試算の特徴)

【Q6】27年試算の主な特徴は何ですか。

【A6】

27年試算の主な特徴は、公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫に返還等させたり、多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたり、利用されていない資産の売却を行ったりしたことによる是正改善効果が全体の大部分を占めていることです。

そして、財務上の是正改善効果が10億円以上のものは21件となっており、次のような掲記事項等からの効果が多くなっています。

① 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫へ返還又は有効活用させたもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のA)

8件 計1582億円

1件10億円以上の各事項 : (1)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(19)  
に付した番号(pp. 8~32)

② 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたものの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のB)

2件 計403億円

1件10億円以上の各事項 : (2)、(12)  
に付した番号(pp. 8~32)

③ 利用されていない資産の売却を行ったもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のC)

2件 計382億円

1件10億円以上の各事項 : (3)、(8)  
に付した番号(pp. 8~32)

これら①から③までの合計は2369億円に上り、27年試算の財務上の是正改善効果2848億円のうち83.1%を占めています。

(財務上の是正改善効果の推移)

【Q7】是正改善効果の試算はいつから行っているのですか。

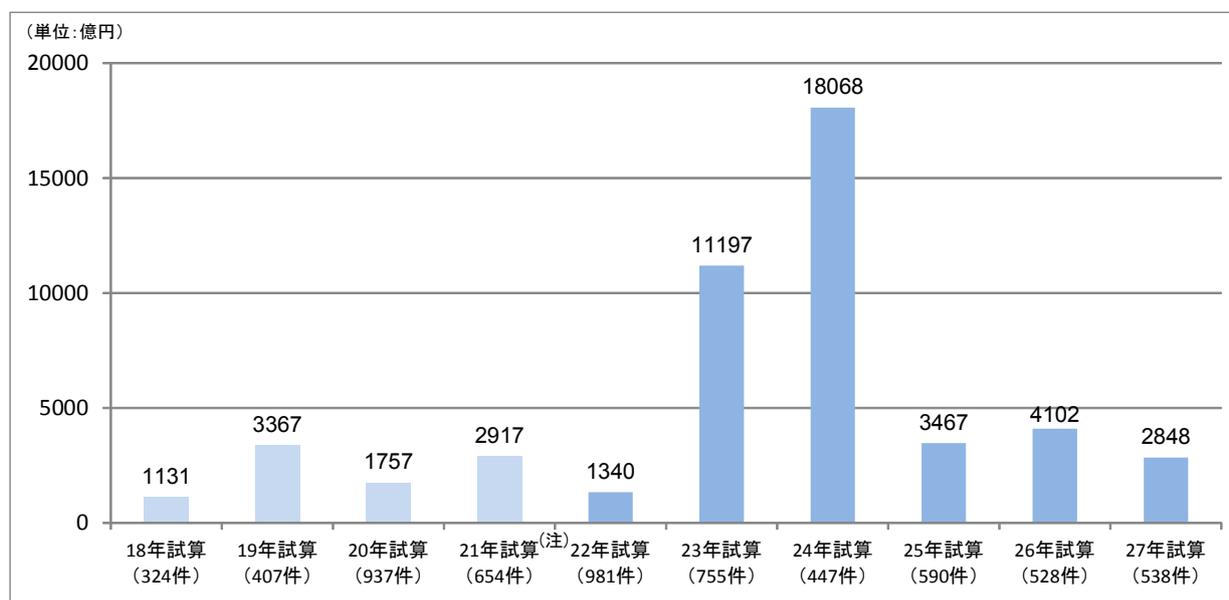
また、これまでの是正改善効果はどのように推移してきていますか。

【A7】

本院は、19年に18年試算を公表して以降、毎年、是正改善効果を試算してきており、本年で10回目の試算となります。

これまでの是正改善効果の推移は下図のとおりとなっています。

(図) 財務上の是正改善効果の推移



(注) 22年試算から金額の把握時期等の一部を変更したため、21年試算までと単純な比較はできません。

なお、24年試算及び23年試算は、他の年の試算に比べ金額が突出していますが、これは、24年試算には「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとする」とともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」(是正改善効果1兆2000億円)等、1件では是正改善効果が1000億円以上の事項が2件、計1兆3769億円含まれており、また、23年試算には1件では是正改善効果が1000億円以上の事項が4件、計8906億円含まれていることなどによります。